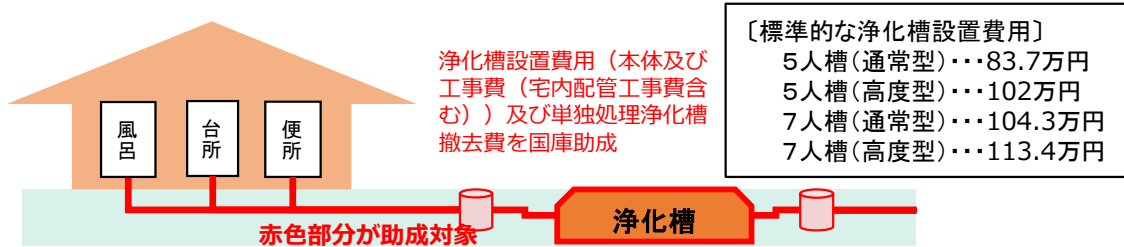


浄化槽整備に係る予算制度

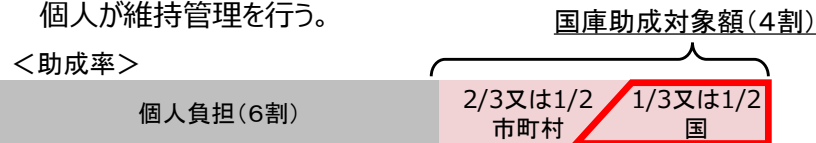
循環型社会形成推進交付金



- 浄化槽の設置費用に加え、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換（単独転換）を推進するため、単独転換に伴う宅内配管工事費用を上限30万円として助成
- 国庫助成率は1/3（ただし、環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業、汚水処理施設概成に向けた浄化槽整備加速化事業及び沖縄・離島地域は助成率1/2）

浄化槽設置整備事業（S62～）

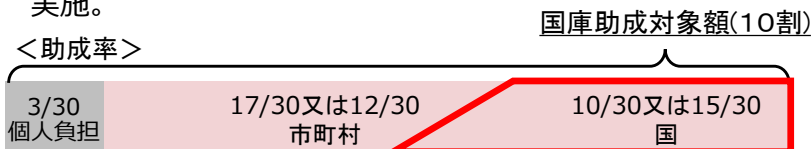
- 個人が浄化槽を設置し、市町村が設置費用を助成する事業に対して、国庫助成（助成率1/3又は1/2）を行う。
- 個人が維持管理を行う。



※市町村負担の最大80%まで地方交付税措置

公共浄化槽等整備推進事業（H6～）

- 市町村が公共浄化槽を設置する事業に対して、国庫助成（助成率1/3又は1/2）を行う。
- 市町村において、浄化槽の使用料を徴収し、維持管理を行う。
- PFI手法の導入により事業費削減、住民サービス向上、市町村職員負担の抑制等が可能（これまで19自治体で実績）。PFI手法の導入調査等の費用に対しても助成を実施。



※市町村負担分に対し地方債の起債が可能であり、地方債の元利償還金の49%を地方交付税措置

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

浄化槽システムの脱炭素化推進事業

浄化槽分野における脱炭素化の推進に向けて、エネルギー効率の低い既設中大型浄化槽について、最新型の高効率機器（高効率ブロワ等）への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再生可能エネルギーを活用した浄化槽システムの導入を推進。

【補助対象】

- ①既設の中大型合併処理浄化槽に係る高効率機器への改修
- ②既設の中大型合併処理浄化槽から先進的省エネ型浄化槽への交換
- ③中大型合併処理浄化槽への再エネ設備（太陽光発電設備、蓄電池等）の導入

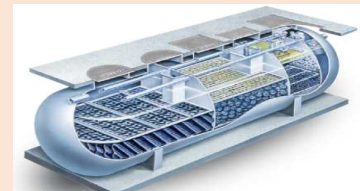
【補助率】

1/2	1/2 事業者	1/2 国
-----	------------	----------

※事業者が地方公共団体である場合、地方公共団体負担分に対し地方債の起債が可能であり、地方債の元利償還金の49%を地方交付税措置

<事業イメージ>

先進的省エネ型浄化槽



高効率ブロワ



インバータ制御



再生可能エネルギー設備

